

2020年 6月15日
一部改訂 2020年 8月27日
一部改訂 2020年10月28日
一般財団法人エンジニアリング協会

講演会等における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況・提言」(令和2年5月4日)(以下「提言」という。)の提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」等を参考に、当協会において講演会等を開催する際の新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、実施すべき具体的な措置を取りまとめたものである。

2. 感染拡大防止のための基本的な考え方

当協会は、講演会の会場管理者、主催者として、講演会で講演を行う講師(以下「講師」という。)、講演会に来場する参加者(以下「参加者」という。)、並びに会場の管理・運営に従事する職員(以下「職員」という。)、関係者全員の安全確保を最優先課題として、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、関係者の動線や接触等を考慮した対策を講じるものとする。

また、従来、集合型、対面型で開催していた講演会等については、感染拡大防止の視点から、リモート型・ライブ配信型も含めた開催方法を検討する。

3. 具体的な対策

(1) 講演会の規模、参加人数

①講演会の参加人数は、これまでの開催実績を踏まえ、かつ令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(「11月までの催物の開催制限等について」)に基づいて、「イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」(添付 1-1(事務連絡別紙3))、及び「感染防止のチェックリスト」(添付1-2

(事務連絡別紙4))に記載されている、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人の距離の確保」(最低1m。できるだけ2mを目安。)など、感染防止策を総合的に講じた上で、会場収容定員(収容率100%以内)どおりとする。

②ただし、当面の間、講師、参加者及び職員の感染拡大防止のため、自主規制として会場収容定員の75%を上限とする。

③参加人数が従来の規模を下回るため、参加対象は会員企業限定とし、また、参加希望人数が定員を超える場合、各社の申込人数枠を設定することを検討する。

(2)講演会での感染拡大防止策の事前の周知、広報

① 講演会での感染拡大防止策を徹底するため、以下について事前に周知、広報する。会場に感染防止対策を示したポスターを設置し、「三つの密」回避等の意識向上を図る。

- ・マスクの着用、咳エチケット。
- ・入退場時、会場内での社会的距離の確保の徹底。
- ・会場入口での手指消毒。
- ・入場時の検温の実施、発熱等の症状がある参加者の入場制限。
- ・会場内における会話は控えいただく。

② 万が一感染が発生した場合に備え、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を参加者自身のスマートフォンにインストールして利用いただくよう周知するとともに、参加申込み時に参加者名、連絡先(企業名、電話、メールアドレス等)の個人情報を登録いただく。さらに当日の参加者を確定するため名刺の提出をお願いする。名簿は十分注意しながら適正に管理する。

(3)講演会会場の具体的な感染対策 会場の感染対策を以下のとおり行う。

- ・会場内のテーブル、椅子、ドアノブや手すりなど、不特定多数が触れやすい場所の消毒を徹底する。
- ・講演会で使用する演台、マイク、投影用ノート PC、レーザーポインター等、備品の消毒を徹底する。
- ・講師と参加者が対面する演台には、アクリル板を3方に設置して、飛沫感染を防止

する。

- ・講演前後、講演中の会場内の換気を徹底する。
- ・会場入口に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・消毒は消毒液を含ませたペーパータオル等で手指が触れる場所を一方向に拭く。
使用するのはアルコール消毒液(70%~80%)、もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる。使用済みのペーパータオル等は他の廃棄物とは分別処理する。

(4)講演会当日の対策

①座席配置

- ・適切に感染予防措置がとれる席配置にする。
- ・具体的には、座席の最前列席は講師の演台から十分な距離を取り、前後左右を開けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等とする。
- ・座席配置を含めて会場設営は原則、前日に行い、消毒は当日直前に行う。

②講師演台

- ・飛沫感染を防止するため、アクリル板を3方に正しく設置する。
- ・マイク(講師用、司会者用、質疑応答用)、投影用ノート PC、レーザーポインター等、備品の消毒を行う。
- ・講演者用に除菌ウェットティッシュを講師演台、講師席に準備する。
- ・質疑応答用マイク(参加者向け)は、スタンドマイクとする。

③テーブル、椅子、ドアノブや手すりなどの清掃・消毒

- ・椅子はひじ掛け、背もたれなど不特定多数が触れる環境表面を消毒する。
- ・消毒は講演会当日の直前に行うか、時間的制約がある場合は前日に行う。
- ・会場内の清掃、消毒を行う職員はマスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃・消毒の後に手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ・清掃・消毒で出るペーパータオル、(使い捨て)手袋等、ゴミの廃棄は、専用のゴミ箱に入れて密閉する。

④ 入場管理、入場制限 (参加者来訪時の誘導)

- ・エレベーターホール内の会場入口エリアに、手指消毒用の消毒液を設置して、手指消毒をお願いする。消毒後、会場受付、参加者登録を行っていただく。
- ・入場時に検温を実施し、発熱等の症状がある参加者には入場を見合わせようように要請する。
- ・会場入場後に発熱等、体調不良を訴える参加者は、基本としてお帰りいただくことと

する。

- ・有料講演会等で発熱等を理由に入場をお断りする場合、参加費の払い戻し措置等は個別のイベントごとに定めることとする。

⑤会場受付、参加者登録

- ・事前に余裕を持った入場時間の設定を行う。
- ・会場入口の行列は、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔で整列を促す。
- ・会場入口で参加者が密にならない様に、受付の簡略化、複数の導線経路の検討を行う。
- ・受付では、名刺を提出いただいて参加者登録とする。名刺のない参加者には入場登録書を準備して記入いただく。
- ・受付担当者、会場担当者はマスクを着用。受付担当者は、必要に応じてフェースガードを着用する。

⑥司会 ～ 講演会開始から終了、名刺交換へ

- ・講師の紹介
- ・当協会の感染症拡大予防策の紹介

⑦講演

⑧会場内の換気

- ・会場窓側の「窓」と通路側の「ドア」(講師演台の正面のドアは不可)を同時に開けるなど、講演前後、講演中の会場の換気を徹底する。
- ・事前に換気担当者を指名しておく。

⑨講演後の質疑応答

- ・司会者から質疑応答はスタンドマイクを使用する旨、アナウンス。
- ・事前にスタンドマイク担当者を指名しておく(質疑がある場合、on-offの実施)。

⑩講師との名刺交換

- ・講師との名刺交換は、講師演台の亚克力パネル越しで行うのか、通常どおりで行うのか、講師の意向を事前に確認。確認した講師の意向に沿って対応する。
- ・亚克力パネル越しの名刺交換の場合に備えて、名刺入れを用意する
- ・名刺交換場所の周辺に消毒液を設置しておく。

⑪司会 ～ 講演終了後の退出管理

- ・事前に余裕を持った退出時間を設定して、時間差での退場を行う。
- ・帰路のエレベーターの利用が混雑しないよう、司会者がブロックごとの退出案内を促す。

⑫帰路のエレベーターへの誘導

- ・エレベーターの定員が17名のため、帰路の収容人員は8名程度。
ゆとりを見てエレベーターを案内する。
- ・事前にエレベーター担当者を指名しておく。

⑬講演会終了後の会場清掃・消毒

- ・講演会終了後、使用したテーブル、椅子、機材はすべて後片付けするとともに、テーブル、椅子は消毒を実施して引き渡しを行う。
- ・講演会時間中に換気のため開いた「窓」を閉じる。「閉扉確認」。

(5)講演会後の対応 <万が一、感染が発生した場合の対応>

- ・感染症が発生した場合に備え、参加者名、連絡先(企業名、電話、メールアドレス等)等の個人情報管理する。

(6)トイレ

- ・講演会の直前、直後に混雑が予想される場合、最低 1m(できるだけ2mを目安に)間隔を開けて整列するように促す。
- ・不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレトペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等)は、清掃・消毒が必要。
- ・トイレの便器内は、通常の清掃で良い。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置する。
- ・ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しない。

(7)ロビー、休憩スペース

- ・対面での会話を回避するよう、また、人が密にならないよう表示する。
- ・テーブル、椅子等の消毒を定期的に行う。
- ・自動販売機のスイッチパネルは、消毒が必要。

以 上

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと等**）
- **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握する**とともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

⑪	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼